

福井県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針

平成23年3月27日制定

1 趣 旨

福井県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、規約第27条3項に基づき法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役職員は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守を具体的に実践するため、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ② 法令遵守担当理事には、法令遵守に関する業務が行えるよう、業務改善の指導、関連文書の提出要求などの権限を付与する。

4 実践計画の策定・評価

組合は法令遵守のために、毎年度組合会の承認を得て実践計画を策定する。

理事会、組合会においては、定期的に実践計画の報告・評価を行い、適切な内容のものとなるよう見直しを図る。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

附 則

- 1 この基本方針は、平成23年4月1日から施行する

令和7年度 福井県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

福井県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和7年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアルの策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制など網羅した法令遵守マニュアルを策定し、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事件を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌等により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修の充実を図る。

3 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ① 役職員は、組合員又は被保険者からの苦情等を把握したときには、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告すること。

4 不祥事への対応体制

- ① 役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ② 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ③ 理事長は、法令等に従い、福井県に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

5 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。